

2. 誰一人取り残さない教育について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

すべての子供たちの可能性を最大限引き出す教育が求められている中、教室には、発達障害や特異な才能、家で日本語を話す頻度が少ない子供、家庭の文化資本の差による学力差等、学級には様々な特性を持つ子供が存在し、これらの特性が複合しているケースもある。同学年による同年齢の集団は、同調圧力が働きやすく、学校に馴染めず苦しむ子供も一定数存在し、不登校・不登校傾向の子供は年々増加の一途をたどっている。さらには、一斉授業スタイルでは、一定の学力層に焦点を当てざるを得ず、結果として、いわゆる「浮きこぼれ」「落ちこぼれ」双方を救えていない現状。また、困難を抱えていても、一見困難に直面しているように見えず見過ごされてしまう場合がある。このように、子供たちが多様化する中で、教師一人による紙ベースの一斉授業スタイルは限界にきている。

発達障害の可能性のある子供 (学習面or行動面で著しい困難を示す)

発達障害※1
2.7人
(7.7%)

・ADHD(注意欠如多動性障害)

いつもそわそわして、じっと座っていられない。いろいろなものに気が散り、授業に集中できない。

・LD(学習障害、読字障害)

文字が流暢に読めなかったり、板書に時間がかかったりして、授業の進度に合わせられない。

・ASD(自閉症スペクトラム)

学習活動の見通しが持てないと不安になる。暗黙のルールがわからず、突然発言してしまう。

特異な才能のある子供

特異な才能のある子供※2
0.8人
(2.3%)

授業が暇で苦痛。価値観や感じ方の共感も得られなくて孤独。発言すると授業の雰囲気壊してしまう。

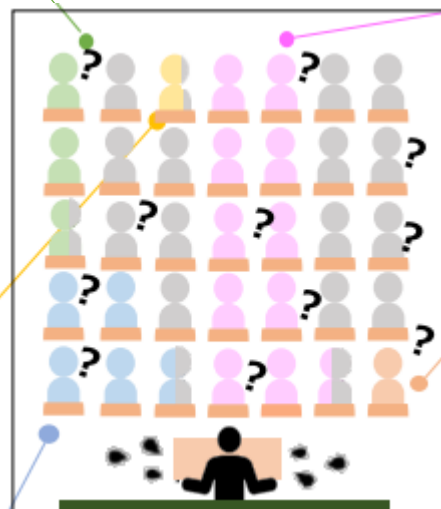
小3から中学数学、小5で数ⅡBをやっていた。
4歳のころ進化論を理解して、8歳で量子力学や相対性理論を理解していた。

不登校・不登校傾向の子供

不登校※3
0.4人
(1.0%)

不登校傾向※4
4.1人
(11.8%)

小学校 35人学級



家にある本が少ない子供※5
10.4人
(29.8%)

家庭の文化資本の違い

家にある本の冊数が少なく
学力の低い傾向が見られる子供

※家にある本の冊数と正答率の間には相関
家にある本が10冊又は25冊と答えた割合



家で日本語をあまり話さない子供※5
1.0人
(2.9%)

家で日本語を話す頻度の違い

家で日本語を「いつも話している」子供と「全く話さない」子供の間には、正答率に差が見られる
※家で日本語を「全く話さない」「ときどき話す」と答えた割合

子供たちの特性や関心・意欲は様々

話すこと・聞くこと
書くこと・読むこと
が得意な子供

文字情報・
音映像などの情報の扱いが得意な子供

音やダンスで
表現することが
得意な子供

特定の分野に極めて
高い集中力を
示す子供

興味や関心が
拡散しやすい子供

特定の分野などに
関心・意欲や知的好奇心
が旺盛な子供

※例示している特性が複合しているケースも多い。
※特性として示している子供についても、状況にはグラデーションがあり、様々であること。
※このほかにも、学校には、病気療養で学校に通えない子供やいわゆるヤングケアラー等、多様な背景や困難を抱える子供が存在している

【出典】※1 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 平成24年12月 (文部科学省) 「2.7人(7.7%)」の数字は、ADHD、LD、ASDの内訳を示したわけではない。

発達障害の記載は、日野公三著『発達障害の子どもの進路と多様な可能性』(WAVE出版、2018年)を参考に内閣府で作成。

※2 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※3 不登校 年間に連続又は断続して30日以上欠席 (令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省))

※4 不登校傾向 年間欠席数30日未満、部分登校、保健室登校、「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合など含む (不登校傾向にある子どもの実態調査 (日本財団))

※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。

児童生徒質問内容: あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか。(家にある本の冊数は、家庭の社会的背景を表す代替指標の1つ)

児童生徒質問内容: あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。(家で日本語を話す頻度の状況を確認するための質問事項)

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

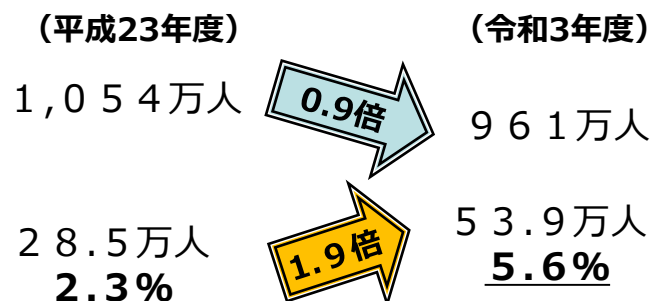
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数

特別支援学校

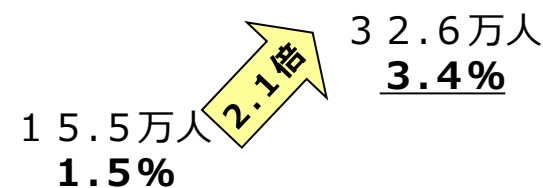
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,485人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,006人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒1,479人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「指導体制が取れなかったため」との回答が最も多く1,085人、次いで「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が337人、「その他」が57人であった。

(1) 「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行った生徒の数	(3) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】		
		①本人や保護者が希望しなかったため	②指導体制が取れなかったため	③その他※
2,485	1,006	337	1,085	57

※「その他」：不登校、転校・退学、令和2年度から行う予定など

調査結果の詳細（文科省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_01302.html



3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員254人(対前年度47人増)に必要な経費を措置。など

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・公表

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手にとりたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度予算額
(前年度予算額)

43億円
35億円



文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

2,611百万円(2,068百万円)(**拡充**)
2,400人分⇒3,000人分(+600人)

医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業

36百万円(42百万円)

①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施

②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発
医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

128百万円(71百万円)(**拡充**)

①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究(**新規**)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

241百万円(240百万円)(**拡充**)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 (特別支援教育就学奨励費の内数)

824百万円(653百万円)(**拡充**)

(上限を12千円/年→14千円/年へ引き上げ)

低所得世帯(I区分:収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯)へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

52百万円(70百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円(284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円(16百万円)(**拡充**)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（令和元年9月6日設置）

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理し**、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

（検討事項の具体例）

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【主な検討事項】

- （１）特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- （２）医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会、東京都立大塚ろう学校統括校長 （～令和2年6月18日）	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長（令和2年4月1日～）	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長（令和2年6月19日～）
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松学舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 （～令和2年3月31日）
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校校長（～令和2年3月31日）	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授（～令和2年5月31日）	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長（令和2年4月1日～）	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター

（◎：主査、○：主査代理）（令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 （令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
 を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実**
 - ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
 - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
 - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
- 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実**
 - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
 - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備**
 - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
 - ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
 - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
 - ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
 - ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化
- 4. 高等学校における学びの場の充実**
 - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
 - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
 - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 1. 全ての教師**
 - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
 - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
 - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨
- 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師**
 - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
 - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上
- 3. 特別支援学校の教師**
 - ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方**
 - ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応
- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力**
 - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
 - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
 - ・教師のICT活用スキルの向上
- 3. ICT環境の整備と校務のICT化**
 - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
 - ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）
- 4. 関係機関の連携と情報の共有**
 - ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 1. 就学前からの連携**
 - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
- 2. 在学中の連携**
 - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
- 3. 卒業後の連携**
 - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
- 4. 医療的ケアが必要な子供への対応**
 - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
 - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応**
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅（10年目～）

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- | | |
|----------|--|
| 【養成】 | ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数 |
| 【採用】 | ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数 |
| 【キャリアパス】 | ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無 |
| 【研修】 | ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等 |

④研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



教育委員会

スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)



文部科学省

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◎荒瀬 克己 | 独立行政法人教職員支援機構理事長 |
| 池田 彩乃 | 山形大学地域教育文化学部准教授 |
| 市川 宏伸 | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 |
| 市川 裕二 | 東京都立あきる野学園統括校長 |
| 氏間 和仁 | 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 |
| 梅田 真理 | 宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授 |
| ○奥住 秀之 | 東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐 |
| 喜多 好一 | 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長 |
| 小枝 達也 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長 |
| | こころの診療部統括部長 |
| 櫻井 秀子 | 川口市立戸塚北小学校長 |

- | | |
|--------|--|
| 笹森 洋樹 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター上席総括研究員（兼）センター長 |
| 滝川 国芳 | 京都女子大学発達教育学部教育学科教授 |
| 竹内 哲哉 | 日本放送協会解説委員会解説委員 |
| 中田 寛 | 鳥取県教育委員会教育次長 |
| 野口 晃菜 | 一般社団法人UNIVA理事 |
| 平野 真理子 | 平野卓球センター監督 |
| 藤井 和子 | 上越教育大学臨床・健康教育学系教授 |
| 馬飼野 光一 | 東京都立荻窪高等学校長 |
| 宮崎 英憲 | 全国特別支援教育推進連盟理事長 |
- (◎：主査、○：副主査) (令和4年6月14日現在計19名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室
国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール：令和4年6月14日に第1回を開催。第2回以降、月1回程度を目安に開催し年度内に報告を取りまとめ。

小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫※知的障害については従来より同様の規定あり。
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成，活用に努める。また，各教科等の指導に当たって，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成，活用に努める。特に，特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育，心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い，通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

「障害のある子供の教育支援の手引」（概要）



文部科学省

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

背景

- **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう

医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP） 



学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

①学校における働き方改革の推進 ②GIGAスクール構想の着実な実施 ③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応	のため	①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ） ②情報通信技術支援員（ICT支援員） ③医療的ケア看護職員 ④特別支援教育支援員	を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進
--	-----	--	-----------------------

①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和4年度は10,650人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和4年度は4校に1人を配置するために必要となる経費について地方財政措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和4年度は各自治体等における配置に係る経費を補助するため、3,000人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和4年度は67,300人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法 3 条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1 条 2 ～ 3 項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則 2 項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3 ～ 4 条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部 5 人以下、小中学部 6 人以下、高等部 8 人以下、重複障害 3 人以下）【5 条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7 ～ 1 2 条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【1 5 条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【1 4 条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【1 4 条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（1 2 0 条～1 2 3 条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール
令和 3 年 9 月 2 4 日 公布
令和 4 年 4 月 1 日 施行
令和 5 年 4 月 1 日 施行（編制、施設及び設備）

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和4年度予算額
(前年度予算額)

36百万円
36百万円



背景・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約3.8万人※であり、平成22年から令和元年の10年間で約4.3倍に増加。
- 部署を置いている大学等は全体の22.2%※、専任の担当者を配置している大学等は19.5%※であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の一方、障害学生支援の専門体制整備や支援人材の養成等が必要。
- また、障害のある学生への相談窓口を設置している大学等は76.7%※、紛争の防止や解決等に関する調整を行う機関を設置している大学等は46.8%※であり、**障害のある学生からの相談対応や調整機能の強化も必要。**

※出典：令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（(独)日本学生支援機構）

- これらの課題を解決するには、**各大学等が単独で取り組むだけでは限界。**
- 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.6%※にとどまっている状況。

➡ **先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が利用することにより、支援の充実を図っていく。**

「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、**各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。**

「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン」（令和2年7月策定）

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

事業概要

①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う。**

②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、**地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。**

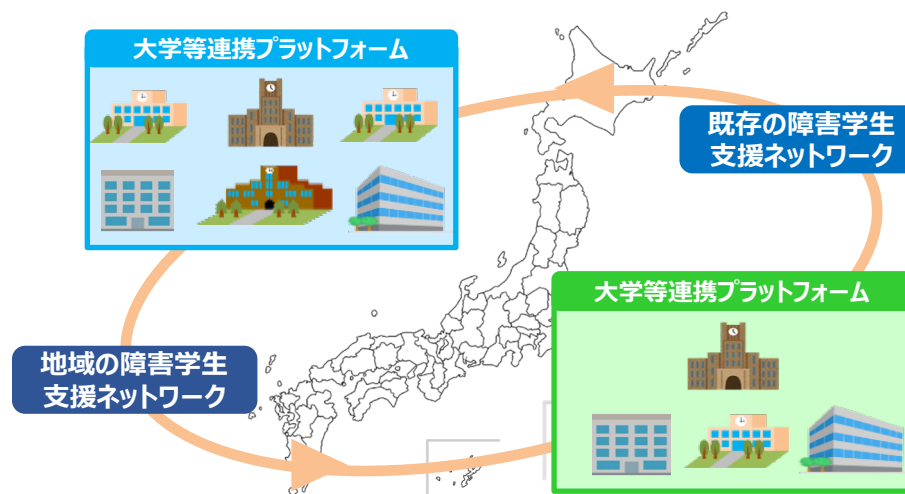
③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。

さらに、**就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。**

④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、**学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。**



【期待される効果】

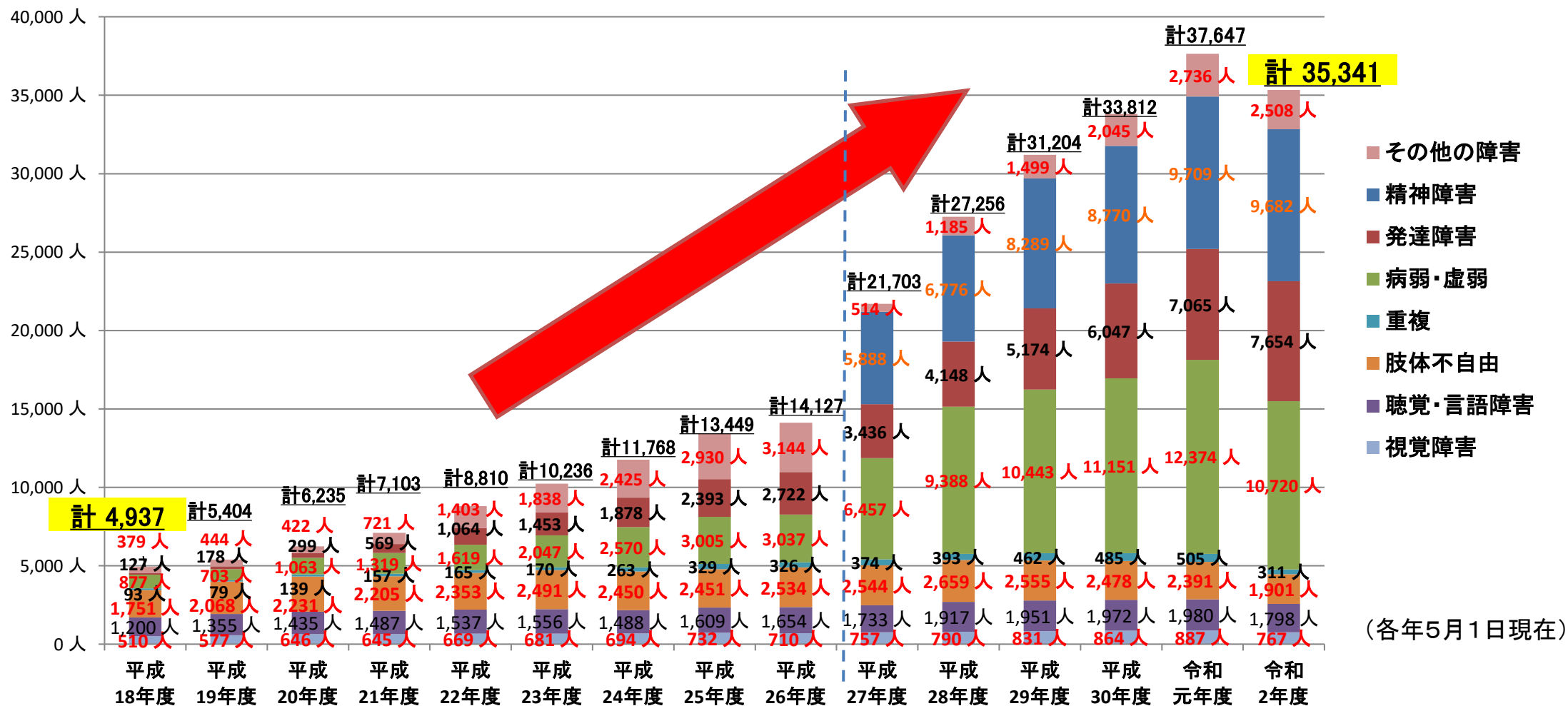
- 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生を支援
- 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進

等

➡ **大学等連携プラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより、各大学等の支援の充実を図る**

障害のある学生の在籍者数

出典：令和2年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害者基本計画(第4次(H30～R4))

障害者基本計画 関連成果目標

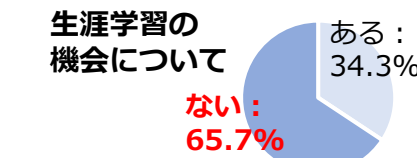
9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援を実施している大学等の割合</u>	82.7%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援を実施している大学等の割合</u>	74.3%	おおむね100%
障害学生支援に関する <u>規程等</u> 、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領、基本方針等</u> を整備している大学等の割合	69.6%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0%	100%
<u>紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合</u>	50.7%	100%
ホームページで <u>障害学生支援情報を公開している大学等の割合</u>	58.1%	100%
<u>ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合</u>	22.2%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合</u>	23.5%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合</u>	22.5%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	85.8%	おおむね100%

趣 旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、**生涯学習の機会が不足している現状等**が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

こうした現状を踏まえ、**地方公共団体が民間団体等と連携**し、発達段階や障害種に応じた**生涯学習プログラム**や**持続可能な事業実施体制等のモデル開発**を行い、成果を全国に普及していくことで、障害者の生涯学習機会の整備・充実を図る。



※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査

事業内容

1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔111百万円〕委託事業

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築〔70百万円〕

- ▶ **都道府県と大学等との連携による体制整備・人材育成（10箇所）R2開始**
- ◆都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「**地域コンソーシアム**」を形成し、支援体制を構築する。
- ◆学びの場の拡大に向けて**市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等**を開発・実証する。

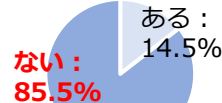
(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進〔37.5百万円〕

▶ 市区町村による障害者を包摂する学習プログラムの開発（30箇所）R3開始

- ◆障害者の生涯学習のノウハウが乏しい**市区町村**が、実績のある**民間団体等と組織的に連携**し、主に**公民館等の社会教育施設**における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、**ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラム**を開発・実施し、その横展開を目指す。

公民館等が障害者の学習活動支援に関わった経験の有無



※現状・課題：現在の本取組の中心は民間団体を中心である。平成30年度「障害者の生涯を通じた学習活動支援に係る実態に関するアンケート調査」では、障害者の学びの支援経験のない公民館等は85%を超える。

(3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築〔3百万円〕

▶ 社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデル構築（2箇所）R4開始

- ◆大学入学者選抜等によって進学が困難な障害者（特に知的障害者）が、**特別支援学校高等部等を卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラム**を大学・専門学校等が開発・実施する。

2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕委託事業

- ◆障害者が生涯学習活動に参加する際の**阻害要因・促進要因**を発達段階や障害種に応じて把握する調査を実施する。
- ◆ロジックモデルに基づき、**事業成果のアウトカムを適切に捕捉**する調査として実施する。（1箇所）

成果や課題を共有

3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組〔21百万円〕

- ◆施策の推進に向けて、各事業の計画等に**助言を行う有識者を含めた連絡会議を設置し、ネットワーク化**を図る。
- ◆実践研究事業等による「生涯学習プログラム」等の研究成果の普及や実践交流等を行うため、**全国をブロックに分けてコンファレンス（実践研究集会）**を実施する。
- ◆障害の理解促進や共生社会実現に向けて障害当事者等の参画も得て**障害理解啓発フォーラム**を実施する。



※写真：「令和元年度 共生社会コンファレンス 東海・北陸ブロック」

期待される成果

- ◎各地域で障害者の**社会参加と活躍を推進**
- ◎地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**

目指す社会

- ◎学校卒業後の障害者が**生涯を通じて学べる社会**
- ◎障害の有無に関わらず、**共に学び、生きる共生社会**

障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書をとりまとめ、平成31年3月公表。

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
 - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
 - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
 - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
 - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
 - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
 - ・障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要があるため、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信
 - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
 - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進

※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

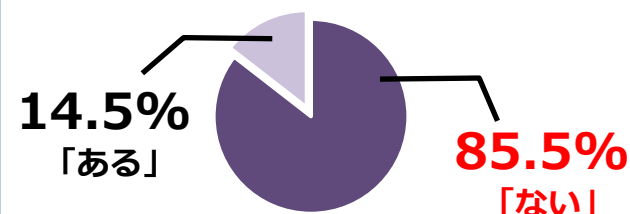
障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は**約2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は**約0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- **約92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
(就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**)

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

※平成30年度調査研究より



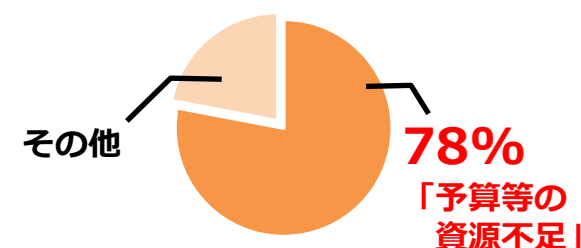
公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 → **81.1%**
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 → **71.7%**
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 → **66.3%**
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 → **67.2%**

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

- 課題
- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
 - ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
 - ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が**進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある**

- 対応
- ・ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
 - ・ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

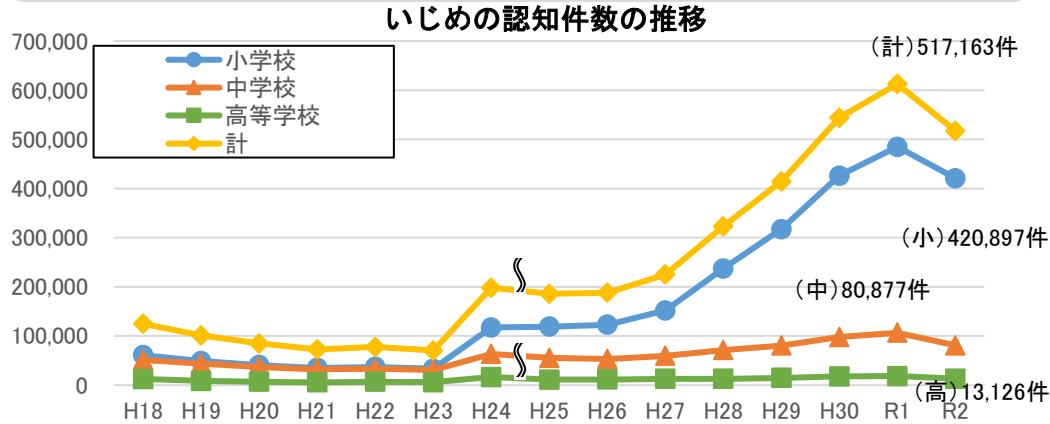
<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
・障害福祉サービス等
- 【文化庁】
・障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
・障害者スポーツ推進プロジェクト 等

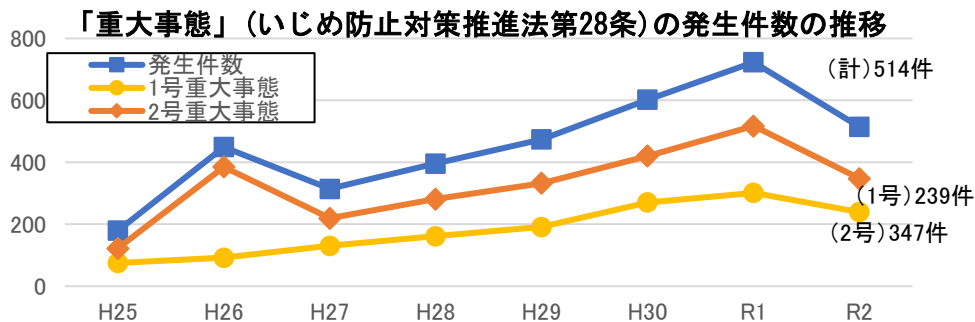
いじめ対策について

◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、
どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による
「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

- (1) 国が実施すべきこと
→ 基本方針の策定、組織の設置等
- (2) 地方公共団体が実施すべきこと
→ 基本方針の策定、組織の設置等
- (3) 学校が実施すべきこと(①～③は義務)
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめ防止対策のための組織の設置
 - ③ いじめに対する措置(いじめの事実の確認等)

2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法等の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の開催
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備
- 道徳の特別の教科化などによる道徳教育の充実
- 警察等の関係機関・関係団体との連携強化
- 教育委員会制度の改革
(教育長を第一義的な責任者とし、いじめ等へ迅速に対応)

いじめ防止対策協議会（令和4年度）

いじめ防止対策協議会 …「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和2年度はコロナ禍の影響により開催せず。

背景

いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ⇨ 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
- ⇨ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。
- ⇨ 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
- ⇨ 関係する児童生徒や保護者に対し、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の説明が不足している。

➔ 学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題が指摘。

目的

- － ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に係る困り感の解消を目指す。

主な協議事項

- 重大事態調査における初期対応
- 委員の人选・人材の確保
- 被害児童生徒及び保護者等への対応

※実態把握のため、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施。

（主なアンケート項目：重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保（人員・予算）、調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援 等）

開催状況

令和3年度

- 第1回（R3.11.22）
 - ・いじめの現状について
 - ・協議事項、アンケート案 ほか
- 第2回（R3.12.17）
 - ・関係者へのヒアリング
村山委員（日本弁護士連合会推薦）
- 第3回（R4.1.31）
 - ・関係者へのヒアリング
森田志保氏（NPO団体代表）
- 第4回（R4.2.21）
 - ・アンケート調査結果の公表
- 第5回（R4.3.9）
 - ・意見交換

令和4年度

- 第1回（R4.6.15）
 - ・論点整理メモについて

いじめ対応の更なる強化・改善について（令和4年5月17日通知）

- 新学期が始まり児童生徒間の関係性が徐々に深まってきたところ、集団形成の過程において、日々の生活の中で抱えるストレスや集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情などから、いじめが発生することも想定。
- いじめ問題に対する基本認識の徹底やいじめを見逃さない体制の整備など、**いじめ対応にあたって、改めて留意いただきたい事項**について周知。

● **いじめ問題に対する基本認識の徹底**

- ・ いじめ防止対策推進法等の基づき、**「いじめによって子供たちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底**し、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、対応にあたること。
- ・ SNS等による**ネットいじめなど発見が難しい形態の件数が増加**していることを受け、それぞれの児童生徒の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等については、参考となるリーフレット等を用いて**啓発を行うとともに関係機関とさらに連携した対策を講じる**こと。

● **どんないじめも見逃さない対応の強化**

- ・ **いじめ防止対策推進法第22条に基づく学校内の対策組織を有効に機能**させ、いかなるいじめも見逃さないような組織体制を構築すること。
- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、**いじめ加害行為に対しでは、毅然として早期に対応・解決を図る対応**を講じること。
- ・ いじめの重大事態について、**首長部局との連携をさらに強化**するため、**総合教育会議を活用**。

● **犯罪とも言うべきいじめ問題に係る警察等との積極的連携**

- ・ **犯罪とも捉えられるいじめ**については、その対応を学校に閉じるのではなく、**警察等の関係機関に速やかに通報等**を行い、**地域ぐるみで解決**を図ること。また、そうした事案の端緒を発見した時にも、躊躇なく警察等の関係機関と連携して対応。

[通知本体](#)（文科省HP）



いじめ防止対策に関する取組の推進について

こども家庭庁

○地域における相談体制の整備

- ・自治体における相談体制の充実
 - ・要対協や子供・若者支援地域協議会の枠組みを活用したアウトリーチ型支援
 - ・関係機関や関係者を通じた事案の把握
 - ・地方自治体の取組や体制づくりの推進
- ※学校外（塾、スポーツクラブ等）の学校・教委では把握が難しい場におけるいじめにも対応

○重大事態への対処

- ・情報を文部科学省と共有、文科省とともに対策を実施
- ・地方自治体内での情報共有促進
- ・調査における第三者性の確保、運用改善

○必要がある場合、勧告権を行使 等

一体的な対応を推進

文部科学省

○学校・教育委員会における相談体制の整備

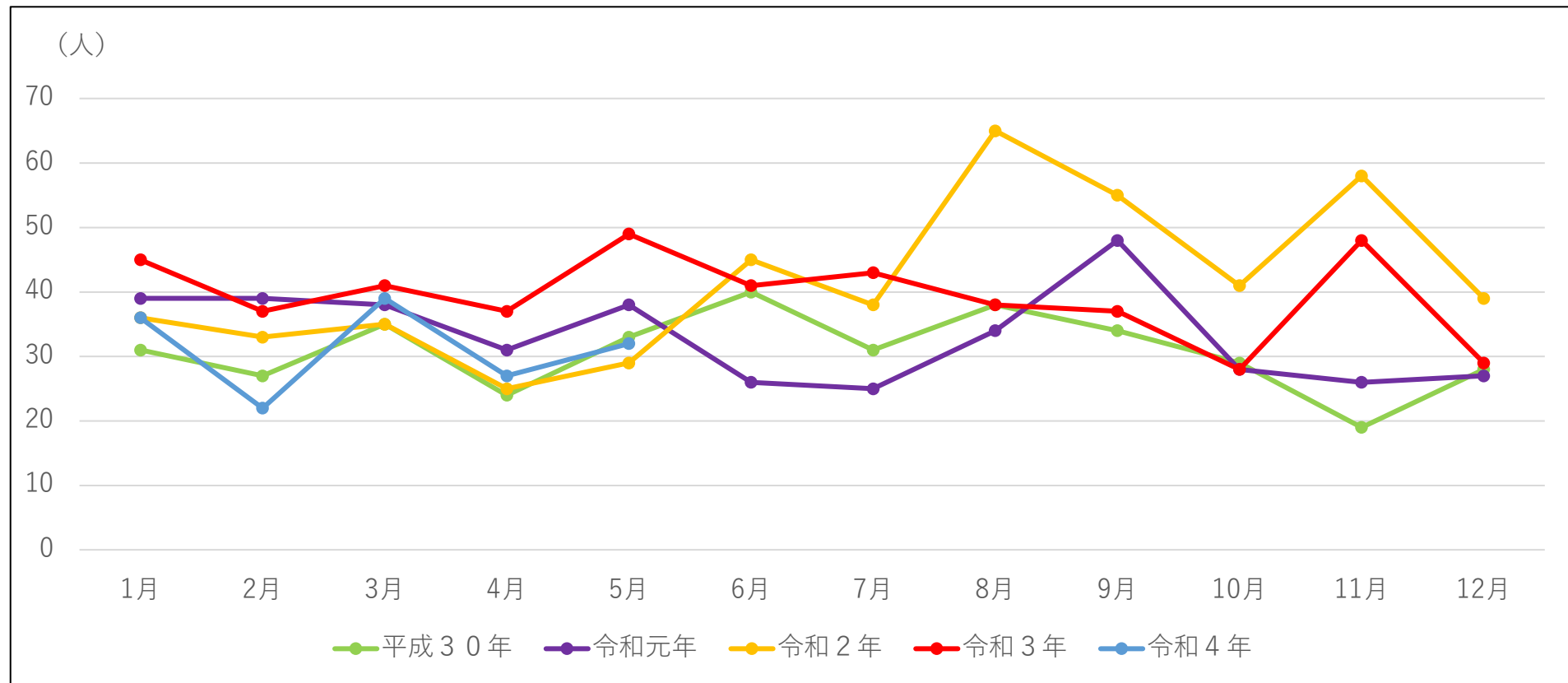
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への配置
- ・教育委員会へのスーパーバイザー配置
- ・教育委員会における法務相談体制の整備
- ・SNS等を活用した相談体制整備
- ・24時間子供 SOSダイヤルの設置・周知

○重大事態への対処

- ・情報の把握、こども家庭庁との共有、こども家庭庁とともに対策を実施
- ・教育委員会・学校への指導・助言・援助 等 等

○いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を変更する際には、文部科学省はこども家庭庁とともに実施

児童生徒の月別自殺者数[推移]



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計)
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	36	22	39	27	32								156

(出典) 「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」 (暫定値) 及び「自殺の統計：各年の状況」 (確定値) を基に作成。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議まとめ【概要】(令和3年6月)

- コロナ禍における**児童生徒の自殺者数は増加**傾向 (R2:499人) にあり、特に女子高校生の自殺者数は増加 (R2:140人) が著しい。
原因・動機としては、「**進路に関する悩み** (入試に関するものを除く)」、「**学業不振**」、「**親子関係の不和**」が**例年上位**。
- 今後の課題として、**SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育による援助希求的態度の育成、相談体制等の整備**に加え、**ハイリスクな児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用**も重要。また、学校現場に限らない背景による自殺に対応するため、**関係機関との連携体制の点検・見直し**が重要。

第Ⅰ部 コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する課題と対策

- ・ コロナ禍における児童生徒の**自殺の現状** (自殺者数の推移・背景) と課題の整理。
- ・ “ ” 自殺予防等のために**早急に講じるべき具体的施策**。

現状

● 児童生徒の自殺者数

- ・ **令和2年499人に増加**。前年 (R1:399人) に比べ100人増加。
- ・ 特に女子高校生の増加が著しい。80人 (R1) →140人 (R2) 。

● 自殺の原因・動機、背景等

- ・ **進路に関する悩み** (入試に関する悩みを除く)、**学業不振**、**親子関係の不和**が**上位3項目**。
- ・ 家庭環境：家族内葛藤等の**家庭環境の不和**。
学校環境：**息抜きの場所**、達成感等が得られる
自分を支える場所などの日常が**変化**。
- ・ 女子の自殺の要因は「**病気の悩み・影響**」が上位。

※数値については厚生労働省「自殺の統計」を参照。

必要な施策

● 心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進

- ・ **SOSの出し方に関する教育**を含む自殺予防教育の充実。
- ・ **心の健康の保持に必要なマンパワーの確保**。

● 課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用

- ・ **ICTを児童生徒の状況を多面的に把握**するとともに、**悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に寄与**。

● 関係機関等の連携体制の構築

- ・ それぞれの**関係機関の役割や限界性を理解**、
・ 連携できる**体制の在り方を絶えず点検・補強**などに留意。

第Ⅱ部 SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方

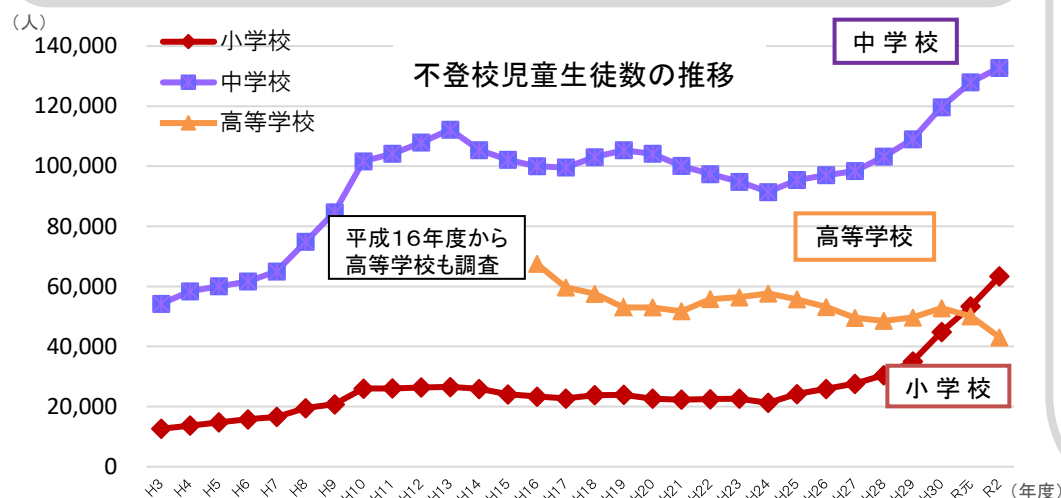
- ・ 児童生徒の自殺予防に関するこれまでの取組の経緯。
- ・ **SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方の整理**。

- ・ SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育実施上の留意点を整理。
 - ー 学校や保護者、地域の関係機関等の「関係者間の合意形成」、教育目標に即した「適切な教育内容」、「ハイリスクな子供のフォローアップ」に留意が必要。
 - ー 下地づくりの教育や児童生徒と教職員との信頼関係の構築や相談しやすい雰囲気づくり・居場所づくりが重要。

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 63,350 人（100人に1人）、中学校 132,777人（24人に1人）、高等学校 43,051 人（72人に1人）となっており、合計で、239,178 人（前年度 231,372 人）となっている。



◆ 不登校児童生徒への主な支援

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進 (R2:1,579施設(R1:1,527施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場合における不登校児童生徒の支援を推進

◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



不登校に関する調査研究協力者会議

令和3年9月30日 初等中等教育局長決定

1 設置の目的

- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月）や教育機会確保法の趣旨を踏まえつつ、中央教育審議会答申（令和3年1月）や教育再生実行会議提言（令和3年6月）及び不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査（令和3年10月）、コロナ禍による人々の意識の変化や社会全体のDX推進の状況等を踏まえ、今後重点的に実施すべき施策の方向性について検討を行った。

2 開催実績

- 第1回：令和3年10月6日
 - ・不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査の結果について協議
 - ・横浜市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第2回：令和3年11月25日
 - ・令和2年度問題行動・不登校調査の結果について協議
 - ・鳥取県・京都市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第3回：令和3年12月21日
 - ・家庭教育支援センターペアレンツキャンプからヒアリング
 - ・とりまとめに向けた論点案について協議
- 第4回：令和4年2月17日
 - ・教育委員会における学校外の公的機関や民間施設、ICT等の活用による学習に関する現状の取組と課題について協議
 - ・フリースクール全国ネットワークからヒアリング
 - ・さいたま市教育委員会からICTを活用した不登校児童生徒への支援についてヒアリング
 - ・報告書素案について協議
- 第5回：令和4年5月23日
 - ・報告書（案）について協議

3 委員

- 石川悦子（こども教育宝仙大学こども教育学部教授）
- 伊藤美奈子（奈良女子大学大学院生活環境科学系教授）
- 江川和弥（フリースクール全国ネットワーク代表理事）
- 沖山栄一（東京都立世田谷泉高等学校統括校長）
- 小林幸恵（全国養護教諭連絡協議会会長）
- 斎藤環（筑波大学医学医療系教授）
- 齋藤真人（学校法人立花学園立花高等学校理事長・校長）
- 笹森洋樹（国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員）
- 佐藤博（家庭教育支援センターペアレンツキャンプ
代表カウンセラー）
- 佐藤博之（日本PTA全国協議会副会長）
- 白井智子（新公益連盟代表理事）
- 野田正人（立命館大学大学院人間科学研究科特任教授）
- 原和輝（全国適応指導教室・教育支援センター等
連絡協議会会長）
- 笛木啓介（大田区立大森第三中学校長）
- 三橋正文（鳥取県教育委員会参事監・小中学校課長
・学びの改革推進室長）
- 安田哲也（徳島市立佐古小学校長）
- 渡邊香子（横浜市教育委員会事務局人権健康教育部
人権教育・児童生徒課担当係長）

（●：座長）

1 不登校の現状と実態把握

○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様さが浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、
多様な支援を実施することが必要

「不登校」の考え方

登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること
状況によっては休養が必要、学校に行けなくても悲観する
必要はなく様々な教育機会を活用！！

2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

① 誰一人取り残されない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた広報・啓発資料の作成や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における研修の実施
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用したチーム学校による魅力ある学校づくり
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施

② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

- ・児童生徒が抱える課題の早期把握に向けた全児童生徒を対象とした、スクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対する「児童生徒理解・支援シート」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所で個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」の充実
- ・一部の学年を対象としたSCによる全員面接により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

- ・都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた特色ある不登校特例校の設置推進や指導体制の充実
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による学校・教育委員会とフリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携促進
- ・フリースクール等民間団体のノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置等、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援やICTを活用した学習・体験活動、相談支援等を一括して行う「不登校児童生徒支援センター」（仮称）の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する調査研究の実施

④ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

- ・教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上や、SC・SSWによるオンラインの活用等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた家庭教育支援の充実
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた社会的自立 **56**
のため、多様な価値観を認め、児童生徒の目標の幅を広げるような支援の実施

教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

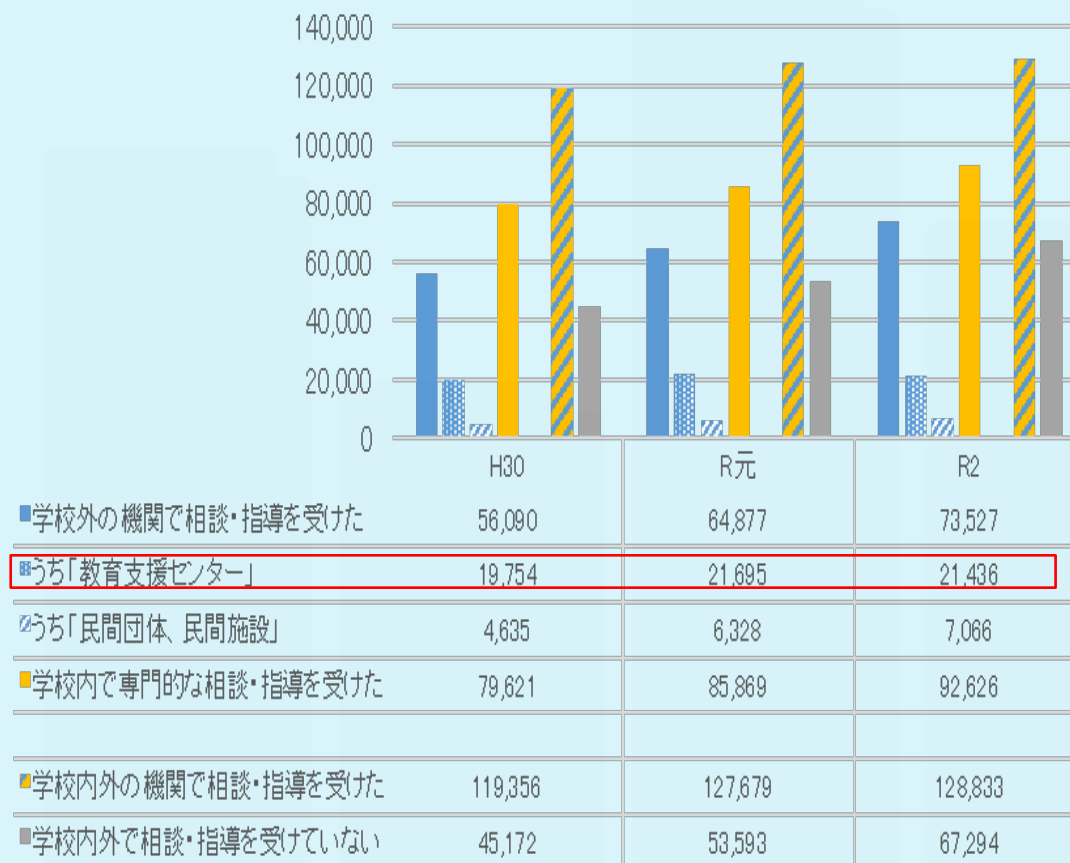
【全国の設定数・利用児童生徒数(令和2年度)】

- 設置数 : 1,579箇所 (R1:1,527)
- 利用児童生徒数 : 21,436人
(不登校児童生徒の10.9%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・ カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・ 教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・ 自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・ グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和4年4月現在、開校している学校は全国で21校

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部（平成16年4月～） | ・京都市立洛風中学校（平成16年10月～） |
| ・学科指導教室「ASU」※小・中学校（平成16年4月～） | ・星槎中学校（平成17年4月～） |
| ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)（平成18年4月～） | ・東京シューレ葛飾中学校（平成19年4月～） |
| ・京都市立洛友中学校（平成19年4月～） | ・日本放送協会学園高等学校（平成20年4月～） |
| ・星槎名古屋中学校（平成24年4月～） | ・星槎もみじ中学校（平成26年4月～） |
| ・西濃学園中学校（平成29年4月～） | ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～) |
| ・東京シューレ江戸川小学校（令和2年4月～） | ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～) |
| ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～) | ・星槎高等学校(令和2年4月～) |
| ・大田区立御園中学校(令和3年4月～) | ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～) |
| ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～) | ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～) |
| ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～) | |

不登校特例校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上**実施
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等**を新設
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている。**特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のパースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されることによって自己肯定感が高まった。**それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。**不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。**

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度予算額 1.9億円
(前年度予算額 1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は8年連続増加（令和2年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約19万6千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

(関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度予算額 77億円

- 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
- 補助率 1 / 3

支援スタッフの配置

(関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和4年度予算額 39億円の内数

- 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
- 補助率 1 / 3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援

(関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和4年度予算額 18億円の内数

- 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1 / 2

実施
主体

都道府県
政令指定都市

補助
割合

国 1 / 3
都道府県・政令指定都市 2 / 3

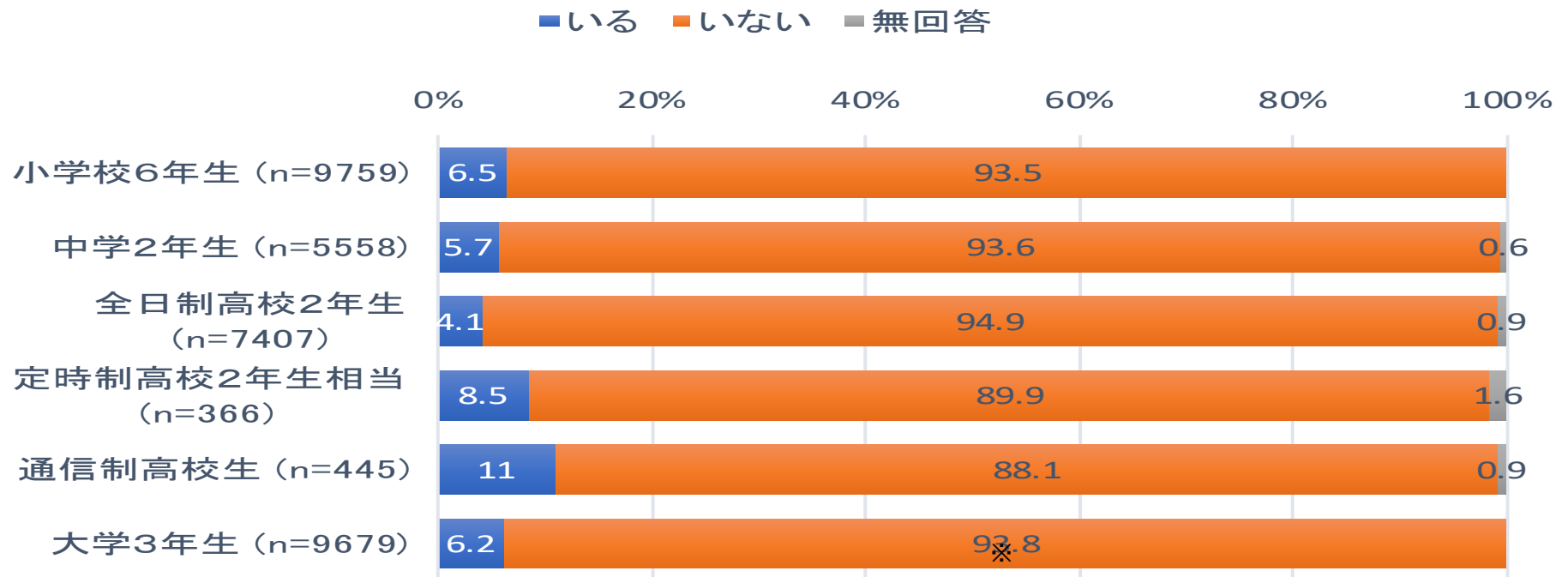
補助対象
経費

謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

ヤングケアラーに関する小中高大生調査結果

※ ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

- 小中高大生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%、大学3年生で6.2%。



※通信制高校生について、本設問は18歳以下、19歳以上の年齢別に聞いており、年齢の設問に無回答であった1名は回答の対象外となっている。

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。19歳以上は「いた(現在はお世話をしていない)」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

※大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

注: 本事業は厚生労働省の補助を受け、株式会社日本総合研究所が実施。実施に当たっては、学識経験者や自治体関係者等による検討委員会を設置。

文部科学省もオブザーバーとして検討に参加するなど、連携して実施。

令和3年5月17日

現狀・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・**教育等関係機関**、専門職やボランティア等**へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。**
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は**中高生の認知度5割**を目指す。

ヤングケアラーに関する文部科学省の取組について

1. 早期発見に向けた研修等の実施

- ヤングケアラーの概念について周知し、**関係機関と連携した適切な対応を依頼**するとともに、ヤングケアラーの早期発見のための**アセスメントシート**を周知（令和2年10月以降の生徒指導担当者会議等）。
- コロナ禍における心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等を通知する際に、**ヤングケアラーへの支援について周知**（令和2年6月14日事務連絡）。
- 福祉部局と教育委員会の合同による**教職員への研修の実施**や、ヤングケアラーに関する**啓発資料を活用した教育現場への周知**について、教育委員会に依頼（令和4年1月26日事務連絡等）。

2. 支援に向けた教育相談体制の充実

- 学校において把握したヤングケアラーを福祉的な支援につなげるため、**令和4年度予算において、ヤングケアラーを含む課題に対応するためのスクールソーシャルワーカーを、全中学校区（10,000中学校区）週1回3時間の基礎配置に加え、貧困対策等の重点配置を充実**。
- 支援の質の向上を図るため、スクールソーシャルワーカー等が**ヤングケアラーを支援した事例を収集**し、各教育委員会等に周知（HPに掲載し、毎年更新）。

3. 厚生労働省との連携

- **厚生労働省・文部科学省の連携PT**において、関係機関の連携による支援の促進に向けた方策に係る検討をし、結果を取りまとめ（令和3年5月）。
- 昨年度実施した中学生・高校生対象の調査に加え、本年度は**小学生・大学生向けの調査や、関係機関の連携マニュアルの作成**において、文部科学省もオブザーバーとして厚生労働省の検討に参加。**調査結果やマニュアルについて、教育委員会へ周知**（令和4年4月22日事務連絡）。

※ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒を指す。

学校におけるヤングケアラーへの対応

✓ 早期発見

- 担任教諭・養護教諭等による日常の観察・アセスメントシートの活用
 - ・ 最近、学校を休みがちだな・・・
 - ・ 精神的に不安定になっていないかな・・・
 - ・ 保護者面談のときに家庭での様子を聞いてみよう



- 児童生徒へのヤングケアラーについての周知・啓発
 - ・ ヤングケアラーという言葉があるんだ
 - ・ 身近にも悩んでいる友達がいるかもしれない
 - ・ 家族のお世話がしんどいときは、周りの人に相談していいんだ



✓ チームとしての対応

- 校内の職員会議や教育相談委員会における情報共有を通じた、チーム学校としての対応
 - ・ 管理職や学年主任による組織的対応
 - ・ スクールカウンセラーによる心理的な支援



- スクールソーシャルワーカーを中心とした校内ケース会議や福祉部局への連絡・調整
 - ・ 担任教諭と家庭訪問し、保護者に福祉的支援を紹介
 - ・ 福祉部局とケース会議を実施



✓ 福祉部局との連携

- 関係機関による支援
 - ・ 家族へのケアに係る負担軽減に向けた関係機関による支援へ



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

による教育相談体制の充実

令和4年度予算額

(前年度予算額

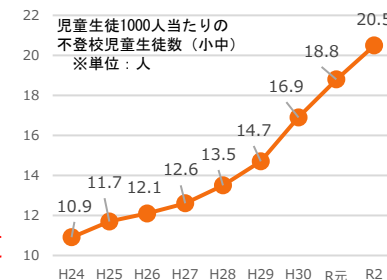
77億円

72億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和4年度予算額：5,581百万円(前年度予算額：5,278百万円)

補助制度

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

基盤となる配置

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）
- ✓ 配置時間：週 1 回概ね 4 時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 1 回 8 時間（終日）以上の配置も可能**

いじめ 不登校

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**2,000校**（←1,000校）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

虐待 貧困

- 虐待対策のための重点配置：**1,500校**（←1,200校）
- 貧困対策のための重点配置：**1,900校**（←1,400校）

質の向上

- スーパーバイザーの配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度予算額：2,132百万円(前年度予算額：1,938百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）
- ✓ 配置時間：週 1 回 3 時間

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 2 回や週 3 回の配置も可能**

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**2,000校**（←1,000校）
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

- 虐待対策のための重点配置：**2,000校**（←1,500校）
- 貧困対策のための重点配置：**2,900校**（←1,400校）
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- スーパーバイザーの配置：**90人**

※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る

話
し
た
い

今
、
—
—
—
—

Naizaka48



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞こう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもととなった
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎0120-007-110
(通話料無料、法務部職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含め
て24時間**いじめ等の悩みを相談することができる
よう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話
をかけた所在地の教育委員会の相談機関**に接続
される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通 話 料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

S N S等を活用した相談事業

令和4年度予算額
(前年度予算額)

56億円の内数
53億円の内数)



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間（令和3年度版情報通信白書（総務省））

【平日1日】（令和2年度）

10代：携帯電話 6.7分、固定電話 0.0分、ネット通話 8.8分、ソーシャルメディア 72.3分、メール利用 18.4分

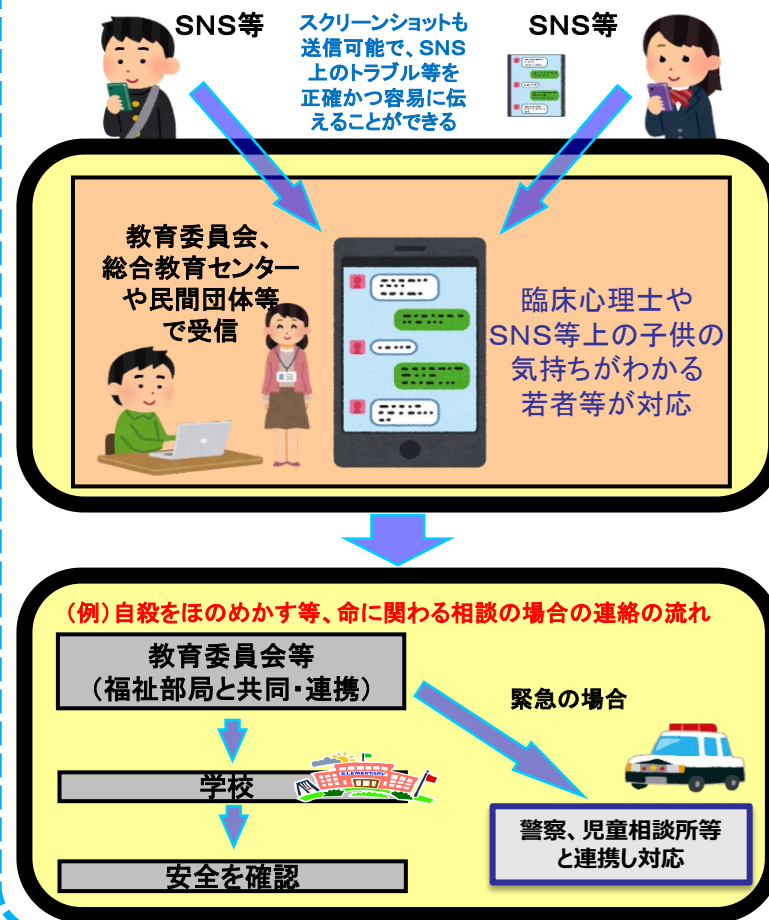
<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援（補助事業）

（事業内容）

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象
校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体

都道府県・指定都市

対象
経費

報酬、期末手当等

補助割合

国：1／3 都道府県・指定都市：2／3